

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

2009
No.522 2

主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

生活防衛緊急対策/理事会・新春賀詞交換会開催

p.4 ■特集

組合の共同事業、再構築と運営の留意点

p.6 ■視点：コンサルタントの目

リスクアセスメントによる安全技術の確立

p.8 ■組合Q&A

定款、事業を考える

p.10 ■施策

有期契約労働者の雇用管理改善ガイドライン

p.12 ■ご案内

中小企業関係機関の住所・電話番号

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

千葉県特定最低賃金改正

厚生労働省、全国中央会に雇用安定確保について要請

昨年12月12日、渡辺孝男厚生労働副大臣が全国中央会を訪問し、昨今の経済情勢の悪化等に伴い雇用失業情勢が大変厳しい状況にあることから、①派遣労働者及び請負労働者の雇用の安定確保②期間従業員等の直接雇用している有期契約労働者の雇用の安定の確保③新規学卒者の内定取り消し④正規労働者の雇用の安定の確保について要請を行い全国中央会の鶴田欣也副会長（愛知県中央会会長）に對して要請書を手渡した。

なお、全国中央会からは、鶴田副会長のほか、坂戸誠一労働専門委員長（本会会長）、市川隆治専務理事が同席し、中小企業の雇用の安定のための雇用対策の充実、特に経済対策面で万全を期するよう要請した。

「生活防衛のための緊急対策」まとまる

経済対策閣僚会議は昨年12月19日「生活防衛のための緊急対策」を発表した。

同対策は、現下の経済金融対策

に対応し、今年度から3年間のうちに景気対策を最優先で実現することとし、国民生活と経済を守るため、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ、20年度第2次補正予算及び21年度予算において、万全を期するとしている。

具体的には、①雇用対策 1：1兆円程度②雇用創出等のための地方交付税増額 1兆円③経済緊急対応予備費の新設 1兆円④税制改正 1：1兆円程度⑤「生活対策」の実現 6兆円程度⑥金融市場 資金繰り対策 33兆円程度の施策が講じられる。

全国中央会自民党「生活防衛緊急対策本部」初会合で要望

昨年12月24日、自由民主党本部において、雇用情勢の悪化や企業の資金繰り不安に対応するため、「生活防衛緊急対策本部」（本部長 麻生太郎総裁・内閣総理大臣）の初会合が開催された。

同会合には、本部長の麻生太郎総裁をはじめ、本部長代理の保利耕輔政務調査会長、副本部長の細田博之幹事長、笹川克総務会長、古賀誠選挙対策委員長等が出席、政府側からは、与謝野馨経済財政

担当大臣、谷本龍哉内閣府副大臣（金融担当）、舛添要一厚生労働大臣、二階俊博経済産業大臣が出席。

議事の中で、関係団体からのヒアリングがあり、全国中央会から鶴田欣也副会長（愛知県中央会会長）が出席し、「中小企業に対する資金繰り対策において、第2次補正予算の早期成立、さらなる資金繰り対策の充実を図っていただきたい」「中小企業の安定なくして雇用の安定はあり得ない、雇用安定のため景気対策に全力を傾注していただきたい」と強く訴えた。

理事会・新春賀詞交換会開催

本会は1月16日、千葉市内において、平成20年度第2回理事会並びに新春賀詞交換会を開催した。

理事会は①平成20年度事業進捗状況並びに収支状況②諸規程の改正等について③全国大会の開催について、が上程されいづれも原案どおり了承された。

また、理事会終了後、猿田寿男千葉県商工労働部長、商工中金の渡邊勉千葉支店長や横山登松戸支店長等の来賓を交えて賀詞交換会が行なわれた。

官公需問題懇談会開催

本会は1月19日、千葉市内において官公需問題懇談会を開催した。

はじめに、中小企業診断士の清水透先生が「官公需適格組合の受注強化策」について講演し、これを踏まえて各組合の取組み状況や受注にかかわる問題点等について懇談した。

懇談会終了後、千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新一郎浦安建設（協）理事長）主催による新春賀詞交換会が開かれた。

決算講習会開催

本会は1月22日千葉市で、2月5日柏市で決算講習会を開催した。

組合では毎年1回決算を行い、税務申告をする必要があり、また組合は一般法人と異なる特有の会計処理や税制上の特別措置があり、関係法令に基づく適正な決算処理が求められている。

なお、千葉会場の講師は公認会計士の高木清先生。柏会場の講師は税理士の古知潔先生。

創業・連携組織推進懇談会開催

本会は1月29日と30日の両日、千葉市と銚子市において、中小企業の組織化を推進するために創業・連携組織推進懇談会を開催した。

懇談会は当該地区の市町村、商工会、商工会議所の商工担当者に対して、本会指導員が中小企業組合制度について、その設立から運営、中小企業施策等について説明し、組合設立の実情についての意見交換を行なった。

なお、出席者は次のとおり。

【1月29日 千葉会場】

▽市担当者 千葉市、習志野市、市原市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市▽商工会議所担当者 千葉、市原、習志野、八千代、船橋、市川、浦安、▽商工会担当者 千葉市土気

【1月30日 銚子会場】

▽市町担当者 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎市、多古町、東庄町▽商工会議所担当者 銚子、佐原▽商工会担当者 匝瑳市、旭市、神崎市、香取市、多古町、東庄町

組合の共同事業 再構築と運営の留意点

共同事業の再構築を

組合の行う共同事業は、中小企業が相互扶助の精神のもとに個々では実現できない生産性や付加価値を創りあげ、経営上の様ざまな隘路を解決してきたところにその意義があり、これまで組合員の事業発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、組合の実態を見てみますと、このような評価がある一方で、組合の財政基盤の脆弱さや組合員の連帯感の欠如などにより組合事業が停滞し、新たな模索を続けている組合も少なくないのも事実です。加えて米国の金融危機に端を発した世界同時不況による経済の停滞ははかり知れないものがあり、わが国の経営環境は大きく変化し、中小企業にも新たな厳しい対応を迫っております。

それだけに組合の生き残りが問題となり、どうすればこの厳しい状況を乗り切り従来のような意義ある役割を果たしていけるかが問

われております。組合は組合員の抱える経営上の課題を共同事業によつて解決しようとする組織です

から、共同事業をいかにして組合員の要請に対応したものにできるかどうかということが要諦であり、ここで共同事業のあり方や運営について検討しながら事業を再構築し、来年度の事業計画に反映させてはいかかでしょうか。

以下、共同事業の選択や運営についての留意点と主な事業の概要について述べます。また、新たな事業を実施するときには、定款変更が必要になる場合があります。

共同事業選択の留意点

組合は、組合事業を通じて組合員の事業経営の近代化、合理化を推進し、経済的地位の向上を図ろうとするものでありますから、組合事業の効果的な実施の如何が、組合目的達成の成否を決定することにあります。

したがって、組合事業の選定に

当たっては、それが真に組合員のニーズにあった事業であり、組合員の事業経営の近代化、合理化に寄与するものであるか十分検討する必要があります。少なくとも次の事項に留意することが必要です。

- ①実施しようとする共同事業は、組合員の事業維持、合理化を図るために最も効果的なものであること
- ②事業の選択は、組合員の事業経営上抱える問題など事業の実態及び組合に対するニーズについて十分な把握に基づくものであること
- ③需要の多様化、先端技術の開発等により、人材、情報、技術などソフトな経営資源の充実が要請されている最近の情勢に十分留意し、これらに関する事業を重視すること
- ④組合の事業実施体制、組合員の意識・事業利用の見通し等が事業選択上の一つの基準であるが、なるべく実施しやすいものから選択し、逐次高度な事業に移すような漸進的な方針をとること。
- ⑤事業の陳腐化を招かぬように実施事業の見直しを行い、常に組合員のニーズに合致する事業をとり上げるよう務めること
- ⑥事業の採算性を検討するとともに、実施事業に対応する資金調達、人材、運

営手法等の事業実施体制がとれるか否かを十分検討すること

- ⑦実施しようとする共同事業が行政庁の許認可事項になっているときは、その許認可が得られるかどうかについても検討すること。

共同事業運営の留意点

- ①共同事業の各々について綿密な事業計画及び財務計画を策定すること
- ②共同事業の運営については、責任体制を確立するとともに、担当者の配置については適材適所主義をとり、かつ、担当者には機敏な活動ができるよう大幅な権限委譲を行なうこと
- ③事業活動を行なううえで対外的信用の確保が重要なことにかんがみ、責任の所在の明確化、財政基盤の確立等によりその確保に努めること
- ④組合員に対しては、常にサービス精神を忘れないこと
- ⑤共同事業の利用は、一部特定の組合員に偏することなく、全組合員が公平に利用できるように工夫すること
- ⑥組合は常に近代的経営を心がけ、先端技術・設備、近代的経営手法の導入に努めること。
- OAやFA機器の導入は勿論マーケティング手法の活用

についても検討すること⑦取引先のニーズ、市場の動向等に機敏に対応するため、情報力の強化に努めること⑧事業運営にあたっては、市価を基準として行い、組合員への剰余金の還元は事業分量配当制を活用すること⑨実施しようとする共同事業ごとにその運営要領、利用手続等について詳細な規約・規程を設けること⑩各事業とも独立した勘定科目を設定し、経理区分を明確にすること⑪内部牽制制度が十分に機能するよう措置すること⑫組合員が常に自己の組合であるとの認識をもって事業運営に協力するよう諸般の方策を講じること⑬組合員に対し、共同事業利用の責任があることを十分理解させ、他の誘惑に迷わないようにすること⑭組合員に対し、組合の事業方針、年次計画、事業の進捗状況などを周知徹底し、事業利用の増進を図ること⑮組合員に対し、組合事業運営上の決定事項の遵守について徹底すること⑯各組合員の利用状況を把握し、問題点、隘路等の発見に努めるとともに、組合員に対する効果の把握に努めること⑰組合は、事業の目的・実施方法等について常に見直しを行い

時代の変化に遅れないよう留意すること。

各種の共同事業

■共同生産・加工事業

組合員の取扱品について共同生産・加工することにより、原価の引き下げ、規格の統一又は品質の向上等を図ることを目的に行なう。

■共同販売事業

組合が組合員の製品等を共同販売することにより、取引条件の改善、販路の拡張・市場開拓を図ることを目的に行なう。

■共同受注事業

組合が共同受注することにより、取引条件の改善、販路の拡張・市場開拓を図ることを目的に行なう。

■共同購買事業

組合員の事業経営に必要な原材料、商品、什器・備品・資材、機械・器具等を共同購入することにより、適切な原材料等の入手を容易にするとともに、入手価格の引き下げなど取引条件を改善することを目的に行なう。

■共同保管事業

組合員の取扱品を共同保管することにより、保管経費の引き下げ、

物資、製品の保全又は価格の維持を図ることを目的に行なう。

■共同運送事業

組合員の取扱品を共同運送することにより、運送費の引き下げ又は運送貨物の保全を図ることを目的に行なう。

■共同試験・検査事業

組合員の製品、設備、原材料等の試験・検査を行なうことにより、品質の維持向上、規格の統一、安全性の確保、声価の発揚等を図ることを目的に行なう。

■市場開拓・販売促進事業

組員の製品又は取扱商品などの販路の維持開拓を図ることを目的に行なう。

■共同研究開発事業

組合員の事業に係る原材料、製品加工技術、製品（商品）、デザイン等について共同研究開発を行なうことにより、先端技術の導入、ニーズに対応する製品開発等を行い、新たな事業展開を図ることを目的に行なう。

■共同設備提供・共同リース事業

組合員の必要とする機器・装置等の施設を設置し組合員の利用に供することにより、経費の引き下げ、品質の向上等に資することを

目的に行なう。

■教育・情報提供事業

各種の教育及び情報の提供を行なうことにより、組合員の経営及び技術の改善向上、又は組合制度に関する知識の普及を図ることを目的に行なう。

■金融事業

組合員に対し事業資金を貸与し、又は金融機関に対する組合員の債務を保証することにより、組合員の所要資金の充足を図ることを目的に行なう。

■事務代行事業

組合員の経理、労務その他の事務を代行することにより、組合員の事務の合理化・省力化等を図ることを目的に行なう。

■共同労務管理事業

組合員の労務管理に関し共同事業を行うことにより、その改善向上を図ることを目的に行なう。

■福利厚生事業

組合員の福利厚生を図ることにより、その生活面の向上、相互融和を図ることを目的に行なう。

◎詳細は▼本会指導相談室

TEL 043-306-3285

▼松戸支所

TEL 047-368-3992

「インサランタ」の目

「安全管理」いろいろ 経済学

リスクアセスメントによる安全技術の確立

リスクが氾濫する社会

リスクという言葉が最近の新聞紙上を賑わしている。昨年のサブプライムショックに代表されるハイリスク・ハイリターンとは金融や証券におけるリスクであり、その他にも賭けのリスク、自然破壊や健康障害に関係するリスク等々、近頃では特にリスクという言葉に出会うことが多い。

■リスクの概念

リスクの概念を簡単に説明するのは難しいのだが、大きくとらえ

リスクには2種類ある

1. **ポジティブリスク** (儲かることもある)
 - ・ 投機リスク
 - ・ 賭けのリスク
2. **ネガティブリスク** (損失だけしかない)
 - ・ 人的損害 (身体的傷害、健康障害)
 - ・ 物的損害 (財産の損失)
 - ・ 環境破壊

リスクのイメージ

- ・ 危険性、好ましくないことを意味する
- ・ 不確かさがある (確率、可能性・・・)
- ・ 大きい、小さい、高い、低い程度がある
- ・ 受け入れる個人や組織の価値観が関連している
- ・ 望むならば、避けることが可能な場合もある

ると二つに分けられる。その一つは、株を買ったり、有馬記念でダイワスカレットに賭けたりする投機のリスクであり、儲かることもあるリスクである。これは投機的リスクとかポジティブリスクと言われる。

二つ目は、自然災害や機械でけがをするような損失や損害のみを考えたリスクであり、純粹リスクとかネガティブリスクと言われるものである。今回のテーマでは、製造現場における労働安全のリスク、なかでも機械の故障や人間のミスといった、ネガティブリスクを取り上げていきたい。

■リスクの定義

人の交流や製品の流通面から、世界中の人々は、お互いの文化の違いを理解しつつも安全に関してはある程度世界的に共通した感覚を持ちつつある。現在の国際安全規格によればリスクとは、「危害の発生確立と危害のひどさの組み合わせ

わせ」と定義されている。

安全と危険

安全とは一般的に「危険でないこと」と解釈されている。製造現場において、「この機械はこれまで人がけがをしたことがないから安全である」というレベルから、危ない可能性のあるところをすべて予測し、「危険なところは予防手段を施してあるから安全である」というのが国際的な安全レベルである。後述するリスクアセスメントとは、いかに国際的なレベルの安全を実現するかにかかっているのである。

■安全とは

国際安全規格による安全の定義とは、「人への危害または損傷の危険性が、許容可能な水準に抑えられている状態」と定義されている。ここで注意すべきことは、安全といっても必ずいくばくかのリスクが残っていて、純粹に安全であるというという絶対安全を主張しているわけではないことである。

次に安全を考える前に、危険について述べてみよう。日本語では危険という言葉は一つでも、英語では、デンジャー (danger)、ハザード (hazard)、リスク (risk) 等多くの対応する言葉が存在する。ちなみにデンジャーとは、一般的な危険を意味し、ハザードとは、人

間が大事にしているものを脅かす行動や技術などの潜在的な危険の原因を指し、それに出くわすと被害が避けられないものである。これに対して、リスクは前述したように、ハザードに出くわす確立と事故が発生してしまった時の被害のひどさの両方の概念をふくむものである。

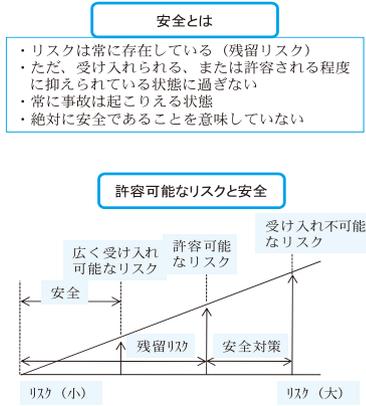
例えば、自動車の例を考えてみよう。毎年一人も人が死亡しているにもかかわらず自動車は世界中で使われている。自動車には、リスクがあるが、そのリスクは許

容可能なリスクと認めていることになる。何をもちて許容可能なリスクとするかは、人や設備等によって異なるのである。

リスクアセスメントの考え方

危険を伴う機械作業では、業者のうっかりミスがけがにつながる。一方、機械の故障や不具合からまじめに作業していても機械に巻き込まれたりすることが起きる。確かに、安全な機械は事故の積み重ねにより改善されていく面があるが、これでは作業の安全化にはほど遠い。

リスクアセスメントとは、日本語でいうとリスクの事前評価のことである。危険なところを前もって見つけ出して、事前にそれがどのくらい危ないものなのかを評価し、その評価の大きさに従っ



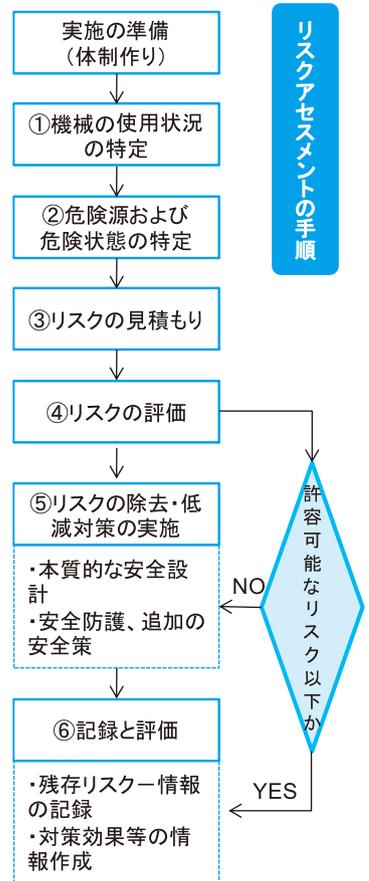
てきちんと手を打っておくというのがリスクアセスメントの本来の意味である。

リスクアセスメントの手順

リスクアセスメントを実施するには、手順が大切になる。まず準備段階として、経営トップによるリスクアセスメント導入の宣言と周知が必要であり、これによりリスクアセスメントに取りかかる体制づくりが可能になる。

次に6つのステップを示す。①作業及び機械の使用条件等を明確にし、普通の人だったらこんな誤りをするものかどうかという条件の中に入れておくことも大切である。②次に危険源（ハザード）を見つめる。これは「危険源の特定」といわれ、この機械、装置にはどういう危ないところがあるかという項目を見つけ洗い出す作業であり、最も大事で難しい作業といえる。③次のステップが、その危険源が原因で危険なことが起きる可能性と起きたときどうなるかのひどさの組み合わせによりリスクの大きさを決めることで、「リスクの見積もり」といわれている。④次は「リスクの評価」というステップであり、そのリスクが、許容可

リスクアセスメントの手順



能か否かを判定する。⑤次のステップとして、リスクの除去・低減対策の検討と実施となる。ここでは、実現可能な方法で信頼性と妥当性を考慮して対策を立て、優先順位

が事故につながってしまふ。大きな災害になれば被災者の命はもと消えてしまふ。私たちは利便性のあるものには必ずリスクがあり、そのリスクを許容して受け入れているというこ

とになる。⑥最後に、取った対策に基づく効果を評価し、対策を取らなかった残留リスクについても検討すること。——以上が一通りのリスクアセスメントの流れであり、理想的には危険源がなくなるまで繰り返すことになる。

リスクアセスメントで安全・安心を

昨今の製造現場では、品質の向上、納期の厳守、さらにコストの削減など現場に対する要求度が増している。作業が切迫していたり、複雑すぎるとミスを起こしやすい。また、疲労や焦りなど心身の異常

とを自覚すべきである。リスクアセスメントでは、事故が起きる前にはどんなことが起き得るか、また起きたときのひどさを想定して、それに対してきちんと手を打ってあることを明確にして、文書化し情報公開していくことが大切になってくる。

このため経営者は、さらなる現場の安全・安心のためにも、リスクアセスメントという手法を、企業をあげて取り組むことが求められているといえよう。

(中小企業診断士 大塚慎二)

定款 事業を考える

定款は、組合の憲法ともいわれ、組合の組織とその運営に関する基本規則であるから、組織・運営の大綱を規定することにとどめ、細則は別に作成する規約・規程に譲ることになります。

なお、定款および規約・規程は、必ず組合の事務所に備えて置くことが必要です。

定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定めた自治規範です。

したがって、定款の設定は無論その改廃についても、総会の議決が必要であり、議決の方法も総組合員の半数以上の出席を得て、その議決権の3分の2以上の賛成を得なければならぬ（特別議決）し、所管行政庁の認可が必要で

す。定款の作成にあたっては、定款の参考例、他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、個々の組合の実情に即したものとすべき

であります。

また、定款の内容が経済情勢の変化やその他の理由により、組合の実情や組合員の要請にそぐわなくなったときには、遅滞なくその内容を実情に沿ったものに変更すべきです。

定款の性質

組合は、法人として法律上、人格が与えられ、権利義務の主体となることができますが、法人は自然人のように固有の意思能力を持ちません。そこで、組合が活動をする場合、その活動の基準を定め、あるいは組合を組織している組合員相互の関係又は組合員と組合との関係を規律する一定の基本的規則がなければなりません。この基本的規則が定款であって、組合の存立に欠くことのできない重要事項を定めたものです。

定款は組合の最高規範であり、国における憲法にも相当するもので、法律は、この定款の作成をもって組合設立の要件の一つにしています。したがって、組合員と役員はすべて定款に従うことを要し、組合もその規定に背くことはでき

ません。

定款・規約・規程

定款には、法令に違反しないかぎり、どのような事項でも規定できますが、定款は組合の規則の中でも基本となるものです。

組合は、定款のほかに規約（組合の業務運営及び事務執行に関して組合員間を規律する自治規範。設定・改廃は総会権限）、規程（組合の事務遂行上必要な関係を規律する内規。設定改廃は理事会権限）を定めることができますが、組合の運営・管理を実際に行なっていくためには、より詳細かつ具体的な実施基準として規約・規程の設定が必要となります。したがって、定款には組合の基本的な原則を記載すれば足り、詳細は規約・規程に譲ることになります。

定款の内容

定款の記載事項は、必要記載事項と任意記載事項とに分けられ、必要記載事項は、さらに絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項に分けられます。

絶対的必要記載事項は、必ず記載しなければならない事項であり、そのうちの1つを欠いても定款が無効となる事項であり、相対的必要記載事項は、組合がその事項に該当する事実を決定した場合には必ず記載するよう義務付けられた特定の事項です。

なお、任意記載事項は、法の規定により、強制又は委任されることなく、全く任意に組合が記載する事項です。

定款の絶対的必要記載事項

- (1) 事業*
- (2) 名称*
- (3) 地区*
- (4) 事務所の所在地*
- (5) 組合員たる資格に関する規定
- (6) 組合員の加入及び脱退に関する規定
- (7) 出資1口の金額及びその払込みの方法*
- (8) 経費の分担に関する規定
- (9) 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- (10) 準備金の額及びその積立の方法
- (11) 役員の数及び選挙又は選任に関する規定
- (12) 事業年度

(13) 公告方法*
 (14) 共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項
 (*印は登記事項)

定款の相対的必要記載事項

すべての組合が定款に記載しておかなければならないという事項ではないのですが、ある事項を定めたときは、必ず定款にその旨を記載しておかなければならないものであり、もしその記載がない場合には、その事項については効力を生じないものです。法律で定めているものは、①組合の存続期間又は解散の事由②現物出資者の氏名、③出資する財産及びその価格並びにこれに与える出資口数③組合成立後の財産の譲渡予約があり、組合がこれらを定めた場合にはその旨を定款に記載しなければ法律上の効力を生じません。

定款参考例による事業の規定

実施する事業のみを記載すること。経済環境や組合員のニーズの変化により、実施する共同事業を見直すことが必要です。

第2章 事業 (事業)

第7条 本組合は、第1条の目的

を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 組合員の取り扱う○○品(原材料を含む。以下同じ。)の共同生産(2) 組合員の取り扱う○○品の共同加工(3) 組合員の取り扱う○○品の共同販売(4) 組合員の取り扱う○○品の共同購買(5) 組合員の取り扱う○○品の共同保管(6) 組合員の取り扱う○○品の共同運送(7) 組合員の取り扱う○○品の共同検査(8) 組合員の取り扱う○○品の共同受注(9) 組合員の取り扱う○○品の共同宣伝(10) 組合員の取り扱う○○品の市場開拓(11) 組合員の事業に関する調査・研究(12) 組合員の事業に関する○○の研究開発(13) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓(14) 組合員のためにする共同労務管理(15) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ(16) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て

(17) 組合員の○○事業に係る○○

に関する債務の保証(18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結(19) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供(20) 中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務(21) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務(22) 組合員のためにする○○に生ずる損害又は○○に生ずる傷害をうめるための○○共済事業(23) 組合員のためにする中小企業等協同組合法第9条の7の2第1項第1号に掲げる火災等の損害をうめるための共済事業(24) 前2号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業(25) 組合員の寄託物についての倉荷証券の発行(26) 組合員の取り扱う○○品についての前払式証券(商品券)の発行(27) 前各号の事業に附帯する事業

害をうめるための共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。

4 第1項第23号の規定により火災共済契約を実施する場合は、共済契約者1人の共済金額の総額が、○○万円を超えてはならないものとする。

5 第1項第24号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は○○万円を超えてはならないものとする。

定款変更

定款は、組合が勝手に変更して施行することはできません。必ず総会の特別議決を経て所管行政庁から変更の認可を受けてから施行することになります。

なお、「事業」を追加または削除する場合には、法定繰越金の条文も変更し、さらに定款変更認可申請書には、「定款変更後の事業計画書と収支予算書」を添付書類に追加することになります。

◎詳細は本会指導相談室

TEL 043・306・3285

松戸支所

TEL 047・368・3992

□ 有期契約労働者のよりよい雇用管理に向けて

事業主は、よりよい雇用管理を図るために、適宜必要な項目について配慮することが望ましい。

■ 安定的な雇用関係に配慮した雇用環境の整備

解雇する場合又は雇止めを行う場合には、有期契約労働者についても、公共職業安定所に再就職援助計画を提出するとともに、再就職に関する支援を行うことが望ましい。

■ 労働条件等の改善のための事項

労働者が納得して就職できるよう、募集・採用に当たり、十分な情報を明示すること。
仕事内容や処遇等についての相談窓口を設けたり、個人面談等を取り入れることが望ましい。
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等の趣旨に配慮することが望ましい。

■ キャリアパスへの配慮等

具体的かつ明確に多様なキャリアパスを示すことが有意義。
職務の内容や実績を評価するとともに、処遇の向上に活用するほか、将来のキャリアパスに関する相談に応ずることが有意義。
より高度な知識や技能を必要とし、又はより高度な責任を負う職務への転換を希望する場合において、これが可能となる制度、労働条件等を整備することが有意義。
正社員に登用後の処遇についても、可能な限り、登用者の能力・経験、有期労働者としての勤続等を踏まえて、賃金等において適正な処遇となるよう配慮することが有意義。
職務や人事異動の範囲が限定されるものの、期間の定めがない雇用区分を設けることを検討。
正社員への円滑な移行を図るため、その業務を一定期間体験させる等の配慮も有意義。
フリーター等の若者である場合には、教育訓練の実施について配慮することが望ましい。

■ 教育訓練・能力開発の機会の付与

設備、プログラムの充実等に留意して、計画的に教育訓練等を実施することが望ましい。
職業能力検定等を受けるための休暇の付与や時間の確保等の援助を行うことが望ましい。
業務の遂行に必要な技能及び知識等に関する情報の提供、相談の機会の確保、実務経験を通じて職業能力の開発・向上を図ることができるような配置等について配慮すること。
教育訓練等により高められた労働者の職業能力を適正に評価し、賃金その他の労働条件に適切に反映させること。
登用者に対する研修を実施するなど、登用者が円滑に正社員に移行できるよう配慮すること。

■ 法令の遵守のための体制の整備

有期契約労働者の雇用管理の改善等を図るに当たり、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律、雇用保険法等の法律は、有期契約労働者についても適用があることを認識し遵守しなければなりません。

また、使用者は労働基準法及びこれに基づく命令の要旨、就業規則等について、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること、その他厚生労働省令に定める方法によって、有期契約労働者を含む労働者に周知させなければなりません。

□ ガイドラインに関するお問い合わせ

◎最寄りのハローワーク又は ガイドラインの内容・職安法	千葉県労働局職業安定部	TEL.043-202-5121
基準法・契約法・雇止め告示・安衛法	千葉労働基準監督署	TEL.043-308-0671
均等法・パート法・育介法	千葉県労働局雇用均等室	TEL.043-221-2307

有期契約労働者の雇用管理改善ガイドライン

いわゆる非正規労働者のうち、パートタイマーや派遣労働者については、それぞれの関係法令に基づき雇用管理の改善のための措置が講じられているものの、フルタイム有期労働者については、雇用管理の改善への取組が十分に行われていない状況にあることから、このたび厚生労働省がガイドラインを作成しました。

このガイドラインには、契約を数回更新しているようなフルタイム有期契約労働者を主な対象としていますが、それ以外の有期契約の短時間労働者等についても、その就業の状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。

□ ガイドラインの趣旨

有期契約労働者はパート法等の法律の適用やそれに基づく支援措置等の対象として位置づけられておらず、雇用管理の改善への取組が十分に行われていない状況にあるので、それらの雇用管理の改善が図られるよう、事業主が講ずべき必要な事項や配慮すべき取組を示す。

□ ガイドラインの主な対象者

契約を数回更新しているようなフルタイム有期契約労働者

□ 有期契約労働者の雇用に関し留意しなければならない項目

労働基準法や労働契約法等の労働関係法令を踏まえ、労働契約の締結等に当たり留意すること。

■ 安定的な雇用関係に配慮した雇用環境の整備

①:職安法（職業安定法）、②:基準法（労働基準法）、③:契約法（労働契約法）、④:雇止め告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）、⑤:均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）、⑥:パート法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）、⑦:パート指針（事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針）、⑧:育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）、⑨:安衛法（労働安全衛生法）

- (1) 契約締結時における契約期間や契約更新の有無の明示等 (①②③④)
- (2) 契約期間についての配慮 (③④)
- (3) 雇用契約の遵守 (②③)
- (4) 雇止めの予告、雇止めの理由の明示 (③④)
- (5) 妊娠・出産等を理由とした不利益な取扱いの禁止 (⑤)

■ 労働条件等の改善のための事項

- (1) 労働条件の明示等 (①②③⑥)
- (2) 就業規則の整備 (②⑥)
- (3) 均衡考慮の原則及び仕事と生活の調和への配慮の原則 (③)
- (4) 通常の労働者との均衡の取れた待遇（賃金等、福利厚生、苦情処理体制の整備）(⑥⑦)
- (5) 年次有給休暇 (②)
- (6) 育児休業・介護休業等（育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度等）(⑧)

■ キャリアパスへの配慮等（正社員登用）

- (1) 通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずるべき (⑥)

■ 教育訓練・能力開発の機会の付与

(1) 通常の労働者に対して実施する教育訓練で、職務の遂行に必要なものについては、職務の内容が同じ有期契約労働者にも実施すべきこと。また、通常の労働者との均衡を考慮し、職務内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じて、教育訓練を実施するよう努めるべき (⑥)

■ 法令の遵守及び有期契約労働者を含む労働者に対する法令等の周知 (②⑨ほか)

機関（部課）名・住所		電話番号	
関東農政局千葉農政事務所	260-0014 千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611	
千葉労働基準監督署	260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎	043-308-0670	
関東農政局千葉農政事務所	260-0014 千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611	
関東地方整備局千葉港湾事務所	260-0024 千葉市中央区中央港1-11-2	043-243-9172	
関東運輸局千葉運輸支局	261-0002 千葉市美浜区新港198	043-242-7336	
千葉社会保険事務所	260-8503 千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320	
(独) 中小企業基盤整備機構	105-8453 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-3433-8811	
(独) 産業技術総合研究所	100-0005 千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビルディング	03-5288-6868	
ジェットロ千葉	261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト23F	043-271-4100	
(財)千葉県産業振興センター	261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト23F	043-299-2901	
(社)千葉県銀行協会	260-0013 千葉市中央区中央2-5-1	043-222-8009	
千葉県信用金庫協会	260-0045 千葉市中央区弁天3-14-3	043-207-7648	
千葉県信用組合協会	260-0026 千葉市中央区千葉港4-2	043-241-0400	
千葉県信用保証協会	本店 260-8501 千葉市中央区中央4-17-8	043-221-8110	
	松戸支店 271-0091 松戸市本町7-10	047-365-6007	
(株)日本政策金融公庫	館山支店 (国民生活事業) 294-0045 館山市北条1063-2	0470-22-2911	
	松戸支店 (国民生活事業) 271-0091 松戸市本町7-10	047-367-1191	
	千葉支店 (中小企業事業) 260-0027 千葉市中央区新田町1-1	043-243-7121	
	船橋支店 (国民生活事業) 273-0005 船橋市本町1-10-10	047-433-8252	
商工中金	千葉支店 260-0028 千葉市中央区新町3-13	043-248-2345	
	松戸支店 271-0092 松戸市松戸1846-2	047-365-4111	
(社)千葉県雇用開発協会	260-0015 千葉市中央区富士見2-5-15 塚本千葉第三ビル	043-225-7071	
(社)千葉県物産協会	260-0015 千葉市中央区富士見1-12-7 観光物産センター	043-241-8022	
(社)千葉県商工会議所連合会	260-0013 千葉市中央区中央2-5-1	043-222-7110	
千葉県商工会連合会	260-0026 千葉市中央区千葉港4-2	043-242-3361	
千葉県商店街振興組合連合会	260-0026 千葉市中央区千葉港4-2	043-306-3284	
全国中小企業団体中央会	104-0033 中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	03-3523-4901	
千葉県中小企業団体中央会 260-0026 千葉市中央区千葉港4-2	総務部	043-306-3281	
	連携支援部	経営支援グループ	306-3282
		工業支援グループ	242-3277
		商業支援グループ	306-3284
	指導相談室	306-3285	
松戸支所 271-0092 松戸市松戸2060	047-368-3992		

中小企業関係機関の住所・電話番号

機関（部課）名・住所		電話番号			
中小企業庁 100-8912 千代田区霞が関 1 - 3 - 1	長官官房	広報室	03-3501-1709		
		相談室	3501-4667		
	事業環境部	経営安定対策室	3501-0459		
		国際室	3501-9093		
		金融課	3501-2876		
		財務課	3501-5803		
		取引課	3501-1669		
	経営支援部	経営支援課	3501-1763		
		新事業促進課	3501-1767		
		創業・技術科	3501-1816		
		商業課	3501-1929		
	関東経済産業局 330-9715 さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	産業部	中小企業相談室	048-600-0334	
			中小企業金融課	600-0425	
経営支援課			600-0331		
産業振興課			600-0303		
国際課			600-0262		
製造産業課			600-0311		
商業振興室			600-0316		
地域経済部		地域経済課	600-0252		
		産業人材政策課	600-0358		
		技術企画課	600-0236		
		技術振興課	600-0287		
		新規事業課	600-0275		
		情報政策課	600-0282		
		千葉県 260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1	商工労働部	経済政策課	043-223-2706
				経営支援課	223-2791
産業振興課	223-2715				
企業立地課	223-2437				
保安課	223-2722				
観光課	223-2417				
雇用労働課	223-2739				
産業人財課	223-2751				
千葉県産業支援技術研究所 264-0017 千葉市若葉区加曾利町 8 8 9	プロジェクト推進部・食品化学部	043-231-4325			
	生産技術部・材料研究部	043-252-2101			
千葉県計量検定所 263-0015 千葉市稲毛区作草部 1 - 1 8 - 3		043-251-7209			
ちばキャリアアップセンター 260-0001 千葉市中央区都町 2 - 1 - 1 2		043-232-7633			
千葉県農林総合研究センター 266-0006 千葉市緑区大膳野町 8 0 8		043-291-0151			
東京中小企業投資育成(株) 150-0002 渋谷区渋谷 3 - 2 9 - 2 2		03-5469-1811			
関東財務局千葉財務事務所 260-8607 千葉市中央区椿森 5 - 6 - 1		043-251-7211			
千葉地方法務局 260-8518 千葉市中央区中央港 1 - 1 1 - 3		043-302-1311			
千葉労働局 260-8612 千葉市中央区中央 4 - 1 1 - 1 千葉第二地方合同庁舎		043-221-4311			

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

12月

■パン製造

【県内全域】

全体の売上数量に変化は無いが、コッパンや食パンといった単価の低いものとスライドしているため売上高は減少している。

■味噌製造

【県内全域】

原油は値を下げているが、原料の米・大豆の高騰で収益悪化が続いている。

■麺類製造

【県内全域】

さぬきうどん協組が中心になって「年明けうどん」を広めようと提唱している。元旦から15日までの間、うどんを食べて新年を祝おうというもので、「年越しそば」のように慣習化するには時間がかかると、普及に協力していきたい。

■シャツ製造

【千葉県・東京都】

昨年比べて小物関係は売れているが、重衣料が落ちているので、全体の売上げは減少している。春物もこの流れが続くそうである。

■製材

【県内全域】

組合及び組合員について、売上げは前月比・前年同月比共に減少

している。

これまで県内木材業界の倒産は少なかったが、金融危機の影響が木材業界にも出始めており、更なる売上減が考えられ、運転資金に苦慮する組合員が増加するものと思われる。

組合としては、売上げ減少による借入金金の増加が見込まれる。

■印刷

【県内全域】

金融危機の影響が実体経済にも及び印刷の需要も大幅に減少し始めている。予定されていた9月からのインキの値上げは2009年1月以降の変更となった。

日本製紙・北越製紙に続き王子製紙は、1月以降5割の減産体制を敷くと発表。千葉県では社歴の長い会社が倒産、東葛飾地域でも1社が倒産したとのこと(未確認)。

■生コン製造

【県内全域】

1年以上前より同じ報告が続いていますが、最近巷間言われ始めているように最悪。何より先の見えないことが最大の問題である。

■電気鍍金

【県内全域】

自動車関連の受注は半減している。景況は非常に悪い。来年度の景況が心配される。この不況は2〜3年続くのでは。先行きが見えな

いので設備の改修もできない。

■鉄工

【千葉】

厳しい環境で苦戦が続いている。

■機械部品製造

【野田】

受注量の減少で収益状況は厳しく、資金繰りに苦慮している。先行きの不安材料が多く、危機感を強めている。

組合としては、予算消化で財務

状況は変わらないが、来期から賦課金も軽減せざるを得ない状況。

■石油製品製造

【富津他】

世界的金融恐慌により、資本提携の企業が全て手を引いてきた。対策なし。

■建築材料卸

【県内全域】

世界的な不況により、言いようの無い不安感と閉塞感が蔓延している。年明けに組合員が1社脱退する予定。

■自動車解体

【県内全域】

新車販売低迷の為入荷が少なく、割高仕入れ及び、円高の影響で外国人バイヤーが少なく部品単価が安い為、ダブルパンチを受けている。

■小売

【柏】

売上げはよくない。特に高額商品が不振である。

■電気機器小売

【県内全域】

TVの地デジ放送機器の伸び悩みと白物家電の販売単価UPが目立つ。さらに大型量販店の廉売による逆ザヤ現象(地域店の仕入れ価格より安い価格でのチラシの訴求)の拡大から顧客離れが進む。

■小売

【天網白里町】

昨年10月以降は消費者心理が冷え込み、低価格商品でも目的外であれば全く売れない状況。史上最悪の年末商戦であった。

■中古車販売

【県内全域】

盛り上がり不足で年末商戦も不発気味であった。売り買い双方にもどかしさがある(底打ちがどこにあるのかを特定しにくい状況にあるため)取扱のきつかけがつかみにくい。

■小売

【東金】

売上げ減少が止まらない。組合では空き店舗対策と組合員の資金繰りが課題となっている。

■小売

【野田】

12月に入っても師走らしさが感じられないままの年末商戦入りとなり、歳末らしい盛り上がりにはほど遠い状況であった。

■自動車・自転車小売

【県内全域】

クリスマス商戦で多少盛り上

がったが、景況は低迷している。

■自動車一般整備

【県内全域】

自動車業界は全般的に厳しい状況が続いている。経営不振から脱退する事業所が2社あり、総代会設置要件である200社を維持することが困難になりつつある。

■学習塾

【県内全域】

経済不況の深刻化に伴い、入塾希望者の減少が懸念される。

■土木建築サービス

【県内全域】

景気不安から更なる悪化が見込まれる。事業量の減少により、倒産・廃業・低価格入札など厳しい状況にある。

■ソフトウェア

【県内全域】

7割の組合員が景況に関して悪化していると回答している。

■貨物運送

【野田】

今年の12月ほど景況が悪いと騒がれた年もないだろう。いくらなんでも簡単に従業員を整理しすぎである。一人ひとりの従業員達にそれぞれの人生、生活があることを企業のトップは真剣に考えているのだろうか。

■輸出入

【県内全域】

円高等で景況は悪化している。共同販売事業の空港店舗での販売は前月比、前年同月比とも減少。

千葉県特定（産業別）最低賃金改正

「必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も」

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者及び使用者に適用される特定最低賃金7業種が下記のとおりとなります。

業 種		改正額	発 効 日	改正前額	引上げ額
特定 (産業別) 最低賃金	調味料製造業 *	795 ^円	平成20年12月25日	785 ^円	10 ^円
	鉄鋼業	829	平成20年12月25日	819	10
	汎用機械器具、生産用 機械器具製造業 [旧 一般機械器具製造業] *	814	平成20年12月25日	805	9
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 [旧 電機機械器具製造業] *	813	平成20年12月25日	803	10
	計量器・測定器・分析 機器・試験機・測量機 械器具・理化学機械器 具製造業、医療用機械 器具・医療用品製造業、 光学器械器具・レンズ 製造業、時計・同部分 品製造業、眼鏡製造業 [旧 精密機械器具製造業]	798	平成20年12月25日	788	10
	各種商品小売業	775	平成20年12月25日	767	8
	自動車（新車）小売業	807	平成20年12月25日	799	8

注) (1)*適用されない業種があります。

(2)この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

参考) 千葉県最低賃金 **723円** (平成20年10月31日発効) 本誌11月号で既報。

◎お問い合わせは、千葉労働局賃金室 TEL.043-221-2328又は最寄の労働基準監督署へ。